

## 船舶事故調査報告書

令和4年6月8日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

委員 岡本 満喜子

事故種類	転覆
発生日時	令和3年10月3日 05時30分ごろ
発生場所	宮城県石巻市長浜海岸沖 渡波港長浜防波堤灯台から真方位317° 1,630m付近 (概位 北緯38° 24.8′ 東経141° 21.0′)
事故の概要	漁船智丸は、操業中、高波を受けて転覆した。 智丸は、操舵室、揚網機及び船外機に圧壊等を生じた。
事故調査の経過	令和3年11月17日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 智丸 1.5トン MG3-51177（漁船登録番号）、個人所有 7.94m (Lr) × 2.14m × 0.83m、FRP ガソリン機関、147kW（動力漁船登録票による）、不詳
乗組員等に関する情報	船長 59歳 二級小型船舶操縦士・特殊船舶操縦士・特定 免許登録日 平成11年10月7日 免許証交付日 平成30年11月19日 (令和6年10月6日まで有効)
死傷者等	なし
損傷	操舵室、揚網機及び船外機に圧壊等
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南西、風力 4、視界 良好 海象：波高 約1.5m 石巻市には、令和3年台風第16号の接近により、10月1日15時28分に波浪警報が発表され、2日11時08分に波浪注意報に切り替わり、本事故当時も継続中であった。
事故の経過	本船は、令和3年台風第16号の通過後、船長及び甲板員1人が乗り組み、台風の接近前に回収した漁具を積み、さけ刺し網の場所取り及び可能なら漁を行う目的で、令和3年10月3日05時10分ごろ、長浜海岸の漁場に向けて渡波漁港を出港した。 本船で行われるさけ刺し網漁は、長浜海岸に到達後、川を遡上する

	<p>ために東西に分かれ岸に沿って泳いでくるさけを、砂浜に対して垂直に、1反当たり長さ約65mの刺し網を1～2反設置して採捕するものであり、その設置に当たっては、漁船で岸辺まで接近して投網後、後進しながら行う必要があった。</p> <p>船長は、長浜海岸東部の波高が約0.6mで操業ができない状況であったので、捨てボンデンを投入して刺網の場所取りをしながら西進し、長浜海岸西部の漁場付近に至ると、防波堤の陰になり、波高が約0.3mとなったので、過去の経験から操業可能と判断し、05時25分ごろ投網を開始した。</p> <p>船長は、随時、沖の状況を確認しながら甲板員と共に前部甲板上で投網作業中、左舷船尾方に約1.5mの高波を認めたものの、投網途中で波に船首を向けることも、残りの網を海中に投棄する時間的余裕も無かったので、過去の経験から左舵を取って船尾を高波に向けて全速力後進で乗り切ることにした。</p> <p>本船は、船尾が高波に乗り上げたものの、乗り切ることができないまま、高波により左舷船尾が高く持ち上げられる態勢となり、そのまま、海岸に向かって押し出されて右舷船首方に大傾斜し、船長、甲板員及び搭載していた漁具が海中に投げ出されるとともに、05時30分ごろ転覆した。</p> <p>船長及び甲板員は、長浜海岸へ上陸し、甲板員の携帯電話で118番通報を行った。</p> <p>本船は、転覆した状態で長浜海岸の砂浜に打ち上げられ、撤去後、廃船処理された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長は、出港に先立ち、天気予報を確認の上、渡波港長浜防波堤基部上面に上がり、漁場の海上模様を確認し、僚船より先に、漁獲が見込まれるポイントを確保するため、約0.6mの波が立つ長浜海岸東部では、場所取り用の捨てボンデンの設置を、防波堤の陰になり、それほど波を認めない長浜海岸西部では、海上模様次第で操業をするつもりであった。</p> <p>船長は、以前、投網中に約0.6mの波を受けた際、全速力後進で乗り切り、難を逃れた経験があり、本事故当時、時間的余裕もなかったので、波に向かって全速力後進してなんとか乗り切れればよいと思った。</p> <p>船長及び甲板員は、固型式の救命胴衣を着用していた。</p> <p>長浜海岸は、砂地の遠浅の海岸であり、本事故発生場所の水深が約1.3mであった。</p> <p>船長は、今回の高波が自身の経験や予想を超えていたので、過去の経験に頼らず、もっと慎重に判断すべきであったと本事故後に思った。</p>

<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし あり</p> <p>本船は、令和3年台風第16号の通過後、波浪注意報が発表されている状況下、長浜海岸西部において投網作業中、船長が、漁場が防波堤の陰にあり、これまでの経験と海上模様から高波が立たないと判断して海岸付近で操業を行ったことから、経験を超える高波に左舷船尾を押し上げられ、右舷船首方に大傾斜して転覆したものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、令和3年台風第16号の通過後、波浪注意報が発表されている状況下、本船が、長浜海岸西部において投網作業中、船長が、漁場が防波堤の陰にあり、これまでの経験と海上模様から高波が立たないと判断して海岸付近で操業を行ったため、経験を超える高波に左舷船尾を押し上げられ、右舷船首方に大傾斜して転覆したものと考えられる。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船長は、台風通過後、海岸付近で漁を行う際、長周期のうねり等が残り、経験を超える高波が発生する場合がありますので、波浪の判断をより慎重に行うこと。</li> </ul>

付図1 事故発生場所概略図

